

資料 2

2022年12月22日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(2) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・文書による報告事項の概要	3
・イソピラザム（適用拡大申請）	5
・イソフェタミド（適用拡大申請）	10
・ゾキサミド（インポートトレランス申請）	15
・ピリダリル（適用拡大申請）	17
・ピリプロキシフェン（インポートトレランス申請）	21
・フルジオキサニル（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）	27
・フルトリアホール（インポートトレランス申請）	36
・メトキシフェノジド（インポートトレランス申請）	41
・モサプリド（動物用医薬品の製造販売の承認申請）	48

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
イソピラザム（農薬/殺菌剤） （別紙1）	適用拡大申請	農薬：りんご、なし等	ADI:0.055 mg/kg 体重/日 ARfD:0.3 mg/kg 体重/日	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 33.4% 幼小児（1～6歳） 70.1% 妊婦 34.9% 高齢者（65歳以上） 36.2% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
イソフェタミド（農薬/殺菌剤） （別紙2）	適用拡大申請	農薬：かんきつ、もも等	ADI:0.053 mg/kg 体重/日 ARfD:3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 17.9% 幼小児（1～6歳） 37.0% 妊婦 17.9% 高齢者（65歳以上） 18.9% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
ゾキサミド（農薬/殺菌剤） （別紙3）	インポートトレランス申請	農薬：登録なし	ADI:0.47 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 2.6% 幼小児（1～6歳） 5.3% 妊婦 3.0% 高齢者（65歳以上） 3.0%
ピリダリル（農薬/殺虫剤） （別紙4）	適用拡大申請	農薬：キャベツ、はくさい等	ADI:0.028 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 40.9% 幼小児（1～6歳） 59.2% 妊婦 37.4% 高齢者（65歳以上） 51.5%
ピリプロキシフェン（農薬/殺虫剤） （別紙5）	インポートトレランス申請	農薬：みつば、メロン等	ADI:0.1 mg/kg 体重/日 ARfD:3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 6.6% 幼小児（1～6歳） 11.6% 妊婦 5.1% 高齢者（65歳以上） 8.1% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
フルジオキサニル（農薬/殺菌剤及び食品添加物/防かび剤） （別紙6）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：トマト、キャベツ等	ADI:0.33 mg/kg 体重/日 ARfD:2.5 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 21.0% 幼小児（1～6歳） 39.7% 妊婦 19.1% 高齢者（65歳以上） 23.7% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
フルトリアホル（農薬/殺菌剤） （別紙7）	インポートトレランス申請	農薬：核果類、ぶどう等	ADI:0.01 mg/kg 体重/日 ARfD:0.075 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 10.0% 幼小児（1～6歳） 28.1% 妊婦 11.2% 高齢者（65歳以上） 9.8% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
メトキシフェノジド（農薬/殺虫剤） （別紙 8）	インポートトレランス申請	農薬：りんご、おうとう等	ADI:0.098 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 53.7% 幼小児（1～6歳） 75.4% 妊婦 44.1% 高齢者（65歳以上） 65.0%
モサプリド（動物用医薬品/消化器官用薬） （別紙 9）	承認申請及び使用基準設定	動物用医薬品：馬	ADI:0.03 mg/kg 体重/日（モサプリドクエン酸塩として）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.3% 幼小児（1～6歳） 1.0% 妊婦 0.5% 高齢者（65歳以上） 0.2%

農薬名

イソピラザム

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.02		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
小麦ふすま				0.15		※

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの、または、※のとおり、基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

※ 加工食品である「小麦ふすま」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは小麦ふすまの加工係数を4.07と算出している。

答申（案）

イソピラザム

今回残留基準値を設定する「イソピラザム」の規制対象は、イソピラザム（*syn*体）及びイソピラザム（*anti*体）とする。

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.2
大麦	0.6
ライ麦	0.2
その他の穀類 ^{注1)}	0.6
らっかせい	0.01
はくさい	5
キャベツ	3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	40
にんじん	0.2
トマト	3
ピーマン	0.09
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.09
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05
しろうり	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	3
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
りんご	5
日本なし	3
西洋なし	3
マルメロ	0.4
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	5
あんず（アプリコットを含む。）	5
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	5
ぶどう	8
かき	2
バナナ	0.06
その他の果実 ^{注3)}	0.4
なたね	0.2
牛の筋肉	0.03

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注5)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注6)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。

注3) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙2)

農薬名 イソフェタミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
小豆類	0.09	0.05	○	0.09		
えんどう	0.09	0.05	○	0.09		
そら豆	0.09	0.05	○	0.09		
その他の豆類	0.09	0.05	○	0.09		
キャベツ	9	9	○			0.30~4.92(n=6)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	80	20	○・申	7		23.0,28.2(リーフレタス)、 19.8,30.3(サラダ菜)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.6		申			0.04,0.16,0.28(根深ねぎ)、 <0.01,0.02,0.11(葉ねぎ)
トマト	6	6	○			1.27~2.40(n=6)(ミニトマト)
なす	2	2	○			0.32~1.10(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.39,0.45(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2	○			0.48,0.53,0.84
未成熟えんどう	20	20	○	0.6		1.46,11.2(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.6	2		0.6		
えだまめ	0.6	2		0.6		
その他の野菜	2	2		0.6	1.50 米国	【米国グリーンピース(<0.01~ 0.87(#)(n=3))】
みかん(外果皮を含む。)	7	7	○			1.65~2.85(n=6)
なつみかんの果実全体	4	4	○			0.88,1.41,1.51
レモン	7	7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	7	7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	7	7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	7	7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	7	7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.6	0.6		0.6		
日本なし	0.6	0.6		0.6		
西洋なし	0.6	0.6		0.6		
マルメロ	0.6	0.6		0.6		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.6	0.6		0.6		
もも(果皮及び種子を含む。)	5	5	○	3		1.10,1.22,1.81
ネクタリン	3	3		3		
あんず(アブリコットを含む。)	3	3		3		
すもも(プルーンを含む。)	0.8	0.8		0.8		
うめ	8	8	○	3		0.77,2.69,3.46
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○	4		2.06,3.44(¥)
いちご	7	7	○	4		2.09,2.10,2.20
ラズベリー	4	4		3	4.0 米国	【0.202~1.59(#)(n=5)(米国)】
ブラックベリー	4	4		3	4.0 米国	【米国ラズベリー参照】
ブルーベリー	5	5		4	5.0 米国	【0.184~3.59(#)(n=10)(米国)】
クランベリー	5	5		4	5.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	5	5		4	5.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	10	10		4	10.0 米国	【米国キウイー (<0.01,0.889,3.80(#))】
ぶどう	10	10	○	3		0.96,4.93(¥)
かき	1	1	○	0.6		0.04~0.49(n=6)
キウイー(果皮を含む。)	10	10		3	10.0 米国	【米国キウイー参照】
グアバ		5				※1
パッションフルーツ	10	10			10.0 米国	【米国キウイー参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実	10	10			10.0 米国	【米国キウイー参照】
ごまの種子	0.02	0.02			0.015 米国	【米国なたね (<0.010~0.011(n=17))】
なたね	0.02	0.02		0.01	0.015 米国	【米国なたね参照】
その他のオイルシード	0.02	0.02			0.015 米国	【米国なたね参照】
アーモンド	0.01	0.01		0.01		
その他のスパイス	40	40	○			9.8~12.0(n=6)(みかん果皮)
その他のハーブ	0.02	0.02			0.015 米国	【米国なたね参照】
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02		0.02		
牛の肝臓	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07		0.07		
牛の腎臓	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07		0.07		
牛の食用部分	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07		0.07		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
すもも(乾燥させたもの)				3		※2
干しぶどう				7		※2
なたね油(注1に限る。)				0.03		※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:※2のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

注1)食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用
※1) 現行のグアバの基準値は、米国のIT申請の作物Chilean guavaからグアバに設定されていたが、当該作物はCodexではその他のベリー類果実に食品分類されることから、Codexに準じてChilean guavaをその他のベリー類果実に食品分類し、グアバの基準値を削除した。

※2) 加工食品である「すもも(乾燥させたもの)」、「干しぶどう」及び「なたね油(注1に限る)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはすもも(乾燥させたもの)、干しぶどう及びなたね油(注1に限る。)の加工係数をそれぞれ4.0、2.3及び2.0と算出している。

答申（案）

イソフェタミド

今回残留基準値を設定する「イソフェタミド」の規制対象は、農産物にあつてはイソフェタミドとし、畜産物にあつてはイソフェタミド及び代謝物C【2-{3-メチル-4-[2-メチル-2-(3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド)プロピオニル]フェノキシ}プロピオン酸】とする。ただし、代謝物Cはイソフェタミドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.09
えんどう	0.09
そら豆	0.09
その他の豆類 ^{注2)}	0.09
キャベツ	9
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	80
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.6
トマト	6
なす	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
メロン類果実（果皮を含む。）	2
未成熟えんどう	20
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.6
その他の野菜 ^{注3)}	2
みかん（外果皮を含む。）	7
なつみかんの果実全体	4
レモン	7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	7
グレープフルーツ	7
ライム	7
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	7
りんご	0.6
日本なし	0.6
西洋なし	0.6
マルメロ	0.6
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.6
もも（果皮及び種子を含む。）	5
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	0.8
うめ	8
おうとう（チェリーを含む。）	10

食品名	残留基準値 ppm
いちご	7
ラズベリー	4
ブラックベリー	4
ブルーベリー	5
クランベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 ^{注5)}	10
ぶどう	10
かき	1
キウイー（果皮を含む。）	10
パッションフルーツ	10
その他の果実 ^{注6)}	10
ごまの種子	0.02
なたね	0.02
その他のオイルシード ^{注7)}	0.02
アーモンド	0.01
その他のスパイス ^{注8)}	40
その他のハーブ ^{注9)}	0.02
牛の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07
牛の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 ^{注11)}	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注12)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注6) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注9) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注10) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注11) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注12) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙3)

農薬名

ゾキサミド

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
たまねぎ	0.7	0.7			0.7 米国	【0.020～0.443(n=12)(米国)】
トマト	2	2		2		
ピーマン	1	0.3	IT		1.0 米国	【米国ピーマン(0.100～0.259(n=6))、とうがらし(0.134～0.761(n=6))】
なす	1		IT		1.0 米国	【米国ピーマン、とうがらし参照】
その他のなす科野菜	1		IT		1.0 米国	【米国ピーマン、とうがらし参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2		2		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2		2		
しろりり	2	2		2		
すいか(果皮を含む。)	2	2		2		
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2		2		
まくわうり(果皮を含む。)	2	2		2		
その他のうり科野菜	2	2		2		
オクラ	1		IT		1.0 米国	【米国ピーマン、とうがらし参照】
ぶどう	5	5		5		
バナナ	0.2	0.2			0.20 米国	【<0.01～0.167(#)(n=17)(米国)】
はちみつ	0.05	0.05				※1)
干しぶどう		15		15		※2)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの、または、※2のとおり、基準値を設定しないもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2)加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは加工係数を2.9と算出している。

答申（案）

ゾキサミド

今回残留基準値を設定する「ゾキサミド」の規制対象は、ゾキサミドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.02
たまねぎ	0.7
トマト	2
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注1)}	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2
しろうり	2
すいか（果皮を含む。）	2
メロン類果実（果皮を含む。）	2
まくわうり（果皮を含む。）	2
その他のうり科野菜 ^{注2)}	2
オクラ	1
ぶどう	5
バナナ	0.2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(別紙4)

農薬名

ピリダリル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
そば	5	5	○			1.90,2.96(¥)
大豆	0.2	0.2	○			0.01,0.04(¥)
小豆類	0.2	0.2	○			(だいず参照)
えんどう	0.2	0.2	○			(だいず参照)
そら豆	0.2	0.2	○			(だいず参照)
その他の豆類	0.2	0.2	○			(だいず参照)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5	5	○			0.76,2.22(¥)
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.16,0.20(¥)
かぶ類の葉	15	15	○			9.25,9.74(¥)
はくさい	1	1	○			0.17,0.37(¥)
キャベツ	0.2	0.2	○			0.03,0.04(¥)
ケール	15	15	○			(チンゲンサイ参照)
こまつな	15	15	○			4.74,6.24(¥)
きょうな	25	25	○			6.63,15.4(¥)(みずな)
チンゲンサイ	15	15	○			2.83,8.02(¥)
カリフラワー	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(¥)
ブロッコリー	2	2	○			0.50,0.60(¥)
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			(チンゲンサイ参照)
ごぼう	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01 ※
しゅんぎく	25	25	○			13.8,18.0(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30	○			1.40~15.2(n=4)(リーフレタス)、1.12,11.2(立ちちしや)
その他のきく科野菜	15	15	○			5.80,6.81(¥)(すいぜんじな)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.60,1.76(¥)(葉ねぎ)
にら	30	30	○			3.98,4.16,14.2
アスパラガス	3	3	○			0.12,1.30(¥)
にんじん	0.3	0.3	○			0.01,0.10(¥)
パセリ	50		申			32.6,33.7(¥)(チャービル)
セロリ	15	15	○			5.30,6.24(¥)
みつば	20		申			7.63,12.4(¥)
その他のせり科野菜	50		申			(パセリ参照)
トマト	5	5	○			1.12,1.76(¥)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.62,0.74(¥)
なす	1	1	○			0.36,0.36(¥)
その他のなす科野菜	5	5	○			1.79,2.14(¥)(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.16,0.20(¥)
すいか(果皮を含む。)	0.3	0.3	○			0.08,0.08,0.14
メロン類果実(果皮を含む。)	0.9	0.9	○			0.220,0.289,0.365
その他のうり科野菜	0.7	0.7	○			0.02,0.28(¥)(にがうり)
ほうれんそう	40	40	○			12.2,24.5(¥)
オクラ	3	3	○			0.28,1.28(¥)
しょうが	0.2	0.2	○			0.02,0.04(¥)
未成熟えんどう	5	5	○			1.42,2.46(¥)
未成熟いんげん	3	3	○			0.60,1.16(¥)
えだまめ	5	5	○			1.47,1.72(¥)
その他の野菜	5	5	○			(未成熟えんどう参照)
いちご	5	5	○			1.23,1.64(¥)

答申（案）

ピリダリル

今回残留基準値を設定する「ピリダリル」の規制対象は、ピリダリルのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.05
そば	5
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
その他の豆類 ^{注2)}	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	15
はくさい	1
キャベツ	0.2
ケール	15
こまつな	15
きょうな	25
チンゲンサイ	15
カリフラワー	0.3
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	15
ごぼう	0.05
しゅんぎく	25
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30
その他のきく科野菜 ^{注4)}	15
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	5
にら	30
アスパラガス	3
にんじん	0.3
パセリ	50
セロリ	15
みつば	20
その他のせり科野菜 ^{注5)}	50

食品名	残留基準値 ppm
トマト	5
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注6)}	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5
すいか (果皮を含む。)	0.3
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.9
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.7
ほうれんそう	40
オクラ	3
しょうが	0.2
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注8)}	5
いちご	5
その他のハーブ ^{注9)}	50
魚介類	0.3

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根、だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。) 及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり (ガーキンを含む。) 、かぼちゃ (スカッシュを含む。) 、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(別紙5)

農薬名 ピリプロキシフェン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2			0.20: 米国	【米国スナップエンドウ(<0.01~0.06(n=6)), さやエンドウ(0.03,0.10,0.12)】
小豆類	0.2	0.2			0.20: 米国	【米国スナップエンドウ、さやエンドウ参照】
えんどう	0.2	0.2			0.20: 米国	【米国スナップエンドウ、さやエンドウ参照】
そら豆	0.2	0.2			0.20: 米国	【米国スナップエンドウ、さやエンドウ参照】
その他の豆類	0.2	0.2			0.20: 米国	【米国スナップエンドウ、さやエンドウ参照】
はくさい	0.7	0.7			0.70: 米国	【0.05~0.33(n=8)(キャベツ外葉あり)(米国)】
キャベツ	0.7	0.7			0.70: 米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
芽キャベツ	0.7	0.7			0.70: 米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
ケール	2	2			2.0: 米国	【0.29~1.61(n=6)(マスタード)(米国)】
こまつな	2	2			2.0: 米国	【米国マスタード参照】
きょうな	2	2			2.0: 米国	【米国マスタード参照】
チンゲンサイ	2	2			2.0: 米国	【米国マスタード参照】
カリフラワー	0.7	0.7			0.70: 米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
ブロッコリー	0.7	0.7			0.70: 米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
その他のあぶらな科野菜	2	2			2.0: 米国	【米国マスタード参照】
たまねぎ	0.2	0.2				【<0.01~0.04(#)(n=9)(米国)】 ※1
みつば	20	20	○			6.57,11.1(¥)
トマト	1	1	○	0.4		0.14,0.33(¥)
ピーマン	3	3	○	0.6		1.06,1.40(¥)
なす	0.7	0.7	○	0.6		0.14,0.28(¥)
その他のなす科野菜	2	2	○	0.6		0.79,0.83(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○	0.04		0.03,0.03(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1		0.04	0.10: 米国	【<0.01~0.04(n=8)(カンタローブ)(米国)】
しろりり	0.1	0.1			0.10: 米国	【米国カンタローブ参照】
すいか(果皮を含む。)	0.1	0.1			0.10: 米国	【米国カンタローブ参照】
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2	○	0.07		0.333,0.358,0.452(ネットメロン)
まくわうり(果皮を含む。)	0.1	0.1			0.10: 米国	【米国カンタローブ参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1			0.10: 米国	【米国カンタローブ参照】
オクラ	0.02	0.02				【<0.02(n=6)(米国)】※1
未成熟えんどう	0.2	0.2			0.20: 米国	【米国スナップエンドウ、さやエンドウ参照】
未成熟いんげん	0.2	0.2			0.20: 米国	【米国スナップエンドウ、さやエンドウ参照】
えだまめ	0.2	0.2			0.20: 米国	【米国スナップエンドウ、さやエンドウ参照】
その他の野菜	0.2	0.2				【米国スナップエンドウ、さやエンドウ参照】
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○	0.5		0.26~0.92(n=6)
なつみかんの果実全体	2	2	○	0.5		0.24,0.34,0.50
レモン	2	2	○	0.5		0.40(かぼす),0.64(きんかん),0.86(すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.5		(かぼす、きんかん、すだち参照)
グレープフルーツ	2	2	○	0.5		(かぼす、きんかん、すだち参照)
ライム	2	2	○	0.5		(かぼす、きんかん、すだち参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○	0.5		(かぼす、きんかん、すだち参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
りんご	0.2	0.2			0.20 米国	【米国りんご(0.05～0.16(#)(n=14))、なし(0.02～0.08(#)(n=8))】
日本なし	0.2	0.2		0.20	米国	【米国りんご、なし参照】
西洋なし	0.2	0.2		0.20	米国	【米国りんご、なし参照】
マルメロ	0.2	0.2		0.20	米国	【米国りんご、なし参照】
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.2	0.2		0.20	米国	【米国りんご、なし参照】
もも(果皮及び種子を含む。)	1	1		1.0	米国	【0.06～0.62(n=9)(おうとう)(米国)】
ネクタリン	1	1		1.0	米国	【米国おうとう参照】
あんず(アブリコットを含む。)	1	1		1.0	米国	【米国おうとう参照】
すもも(ブルーーンを含む。)	1	1		1.0	米国	【米国おうとう参照】
おうとう(チェリーを含む。)	1	1		1.0	米国	【米国おうとう参照】
いちご	0.3	0.3		0.30	米国	【0.03～0.20(n=8)(米国)】
ブルーベリー	1	1		1.0	米国	【0.16～0.62(n=8)(米国)】
クランベリー	1	1		1.0	米国	【米国ブルーベリー参照】
ハックルベリー	1	1		1.0	米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	1	1		1.0	米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	0.5	0.5				※2
バナナ	0.7		IT			【0.194,0.201(¥)(エクアドル)】
パパイヤ	0.3	0.3		0.3		
アボカド	1	1				※2
パイナップル	0.01	0.01		0.01		
グアバ	0.1	0.1		0.10	米国	【<0.025,0.0338,0.0539(米国)】
マンゴー	1	1	○			0.02,0.40(¥)
パッションフルーツ	0.1	0.1		0.10	米国	【米国グアバ参照】
その他の果実	1	1		1.0	米国	【0.13～0.73(n=4)(オリーブ)(米国)】
綿実	0.05	0.05		0.05		
くり	0.02	0.02		0.02	米国	【<0.01(#)(n=4)(くるみ)(米国)】
ペカン	0.02	0.02		0.02	米国	【米国くるみ参照】
アーモンド	0.02	0.02		0.02	米国	【<0.01(#)(n=6)(米国)】
くるみ	0.02	0.02		0.02	米国	【米国くるみ参照】
その他のナッツ類	0.02	0.02		0.02	米国	【米国くるみ参照】
茶	15	15	○			0.10～6.58(n=5)(荒茶)
コーヒー豆	0.05	0.05				【<0.05,<0.05,<0.05(ブラジル)】
その他のスパイス	8	8	○			1.44～3.28(n=6)(みかん果皮)
その他のハーブ	2	2				【米国マスタード参照】
牛の筋肉	0.01	0.01				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				(その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照)
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
とうがらし(乾燥させたもの)				6		※3
綿実油(注に限る。)				0.01		※3

農薬名 ピリプロキシフェン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
綿実油(注を除く。)				0.01	⋮	※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:※3のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1) 現行の基準値は当時の米国の基準値を参照して設定したものであり、現行の基準値を維持することとする。

※2) 海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※3) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「綿実油」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)及び綿実油の加工係数をそれぞれ10及び0.2と算出している。

注) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

答申（案）

ピリプロキシフェン

今回残留基準値を設定する「ピリプロキシフェン」の規制対象は、ピリプロキシフェンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
その他の豆類 ^{注2)}	0.2
はくさい	0.7
キャベツ	0.7
芽キャベツ	0.7
ケール	2
こまつな	2
きょうな	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	0.7
ブロッコリー	0.7
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	2
たまねぎ	0.2
みつば	20
トマト	1
ピーマン	3
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1
しろうり	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	2
まくわうり（果皮を含む。）	0.1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.1
オクラ	0.02
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注6)}	0.2
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2

食品名	残留基準値 ppm
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	1
あんず（アプリコットを含む。）	1
すもも（プルーンを含む。）	1
おうとう（チェリーを含む。）	1
いちご	0.3
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ハックルベリー	1
その他のベリー類果実 ^{注8)}	1
ぶどう	0.5
バナナ	0.7
パパイア	0.3
アボカド	1
パイナップル	0.01
グアバ	0.1
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.1
その他の果実 ^{注9)}	1
綿実	0.05
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注10)}	0.02
茶	15
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス ^{注11)}	8
その他のハーブ ^{注12)}	2
牛の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注14)}	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。

(別紙6)

農薬名 フルジオキソニル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.02	○			<0.005(n=6)
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	0.05	0.05		0.05		
大豆	0.2	0.5	○	0.2		
小豆類	0.5	0.5	○	0.5		
えんどう	0.3	0.07	IT	0.07	0.5: カナダ	【0.018~0.17(n=7)(カナダ)】 ※1
そら豆	0.4	0.5			0.4: 米国	【米国いんげん(0.02~ 0.29(n=9))、ライマ豆(<0.02~ 0.21(n=8))】
その他の豆類	0.5	0.5		0.5		
ばれいしょ	6	6	○		6.0: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02		§ 0.02:	米国	【米国かぶの根部<0.01(n=5)】
その他のいも類	0.02	0.02		§ 0.02:	米国	【米国かぶの根部参照】
てんさい	0.01		申			<0.01,<0.01(¥) ※2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.7	0.5		0.3		【米国にんじんの根部(0.04~ 0.42(n=9))】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20	20		20		
かぶ類の根	0.7	0.5				【米国にんじんの根部参照】
かぶ類の葉	20	20		15		【米国だいこんの葉部(0.47~ 11.3(n=6))】
西洋わさび	0.7	0.5				【米国にんじんの根部参照】
クレソン	10	10		10		
はくさい	15	2	申	15		
キャベツ	8	2	○・申	0.7		0.22~3.94(n=6)(はくさい)
芽キャベツ	8	2	申			(はくさい参照)
ケール	15	10		15		
こまつな	15	10		15		
きょうな	15	10		15		
チンゲンサイ	15	10		15		
カリフラワー	2	2			2: 米国	【米国キャベツ(0.09~ 1.20(#)(n=10))、ブロッコリー (0.10~0.53(#)(n=8))】 1.04,3.14,3.34
ブロッコリー	8	10	○	0.7		
その他のあぶらな科野菜	15	10		15		
ごぼう	0.7	0.5				【米国にんじんの根部参照】
サルシフィー	0.7	0.5				【米国にんじんの根部参照】
チコリ	20	30				【米国だいこんの葉部参照】
エンダイブ	30	30			30: 米国	【米国レタス(0.42~ 4.63(#)(n=8)(結球部+外葉部)、 0.81~23.44(#)(n=6)(非結球))】
しゅんぎく	30	30			30: 米国	【米国レタス参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	40	40		40		
その他のきく科野菜	30	30	○	9	30: 米国	【米国レタス(0.42~ 4.63(#)(n=8)(結球部+外葉部)、 0.81~23.44(#)(n=6)(非結球))、 米国ほうれんそう(1.9~ 16(n=11))】
たまねぎ	0.5	0.5	○	0.5		

農薬名 フルジオキソニル

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ねぎ(リーキを含む。)	7	7	○	0.8	7.0: 米国	【米国たまねぎ葉部 (0.17,3.0,6.6(#)(n=3))】
にんにく	0.5	0.2	○	0.5		
にら	2	9	○	0.8		0.63,0.70(¥)
わけぎ	10	10	○	0.8		4.58,4.66(¥)
その他のゆり科野菜	0.8	10	○	0.8		
にんじん	5	5	○	1		0.62,1.68(¥)
パースニップ	0.7	0.5				【米国にんじんの根部参照】
パセリ	10	10		9		【米国パセリ(1.62~ 3.87(n=4))】 ※3
セロリ	15			15		
その他のせり科野菜	20	20		9		【米国だいこんの葉部参照】
トマト	5	5	○			0.6,2.8(#)(¥)(ミニトマト)
ピーマン	5	5	○	1		0.64,1.98(¥)
なす	1	1	○	0.3		0.404,0.468(¥)
その他のなす科野菜	1	1		1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	0.5		0.416,0.678(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5		0.5		
しろうり	0.5	0.5		0.5		
すいか		0.2	○			
すいか(果皮を含む。)	1		○	0.5		0.088,0.238,0.440
メロン類果実		0.1	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	2		○	0.5		0.423,0.572,0.804
まくわうり(果皮を含む。)	0.5			0.5		
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5		
ほうれんそう	30	30	○	30		
しょうが	0.02	0.02			§ 0.02: 米国	【米国かぶの根部参照】
未成熟えんどう	5	5	○	0.3		0.71,2.21(¥)
未成熟いんげん	5	5	○	0.6		0.734,1.60(¥)
えだまめ	5	5	○	0.6		1.7,2.8(¥)
その他の野菜	60	60	○	9		23.9,45.5(#)(¥)(オリーブ葉)
みかん		0.1	○			
みかん(外果皮を含む。)	3		○			0.51~0.87(n=4)
なつみかんの果実全体	10	10	○		10: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
レモン	10	10	○		10: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○		10: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
グレープフルーツ	10	10	○		10: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
ライム	10	10	○		10: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
その他のかんきつ類果実	10	10	○		10: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
りんご	5	5			5.0: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定 ※4
西洋なし	5	5			5.0: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定 ※4
マルメロ	5	5			5.0: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定 ※4
びわ(果梗、果皮及び種子を含む。)		5	○			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	10		○・申			0.96,4.86(¥)
もも	5	5			5.0: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定 ※5
ネクタリン	5	5			5.0: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定 ※5
あんず(アブリコットを含む。)	5	5			5.0: 米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定 ※5

農薬名 フルジオキシニル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
すもも(ブルーンを含む。)	5	5			5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定 ※5 0.021,0.095(#)(¥) ※6 2.44~3.52(n=4)
うめ	0.3	0.5	○				
おうとう(チェリーを含む。)	10	5	○・申				
いちご	5	5	○	3			1.05~1.94(n=4)
ラズベリー	5	5		5			
ブラックベリー	5	5		5			
ブルーベリー	2	2		2			
ハuckleベリー	2	2			2.0	米国	【米国ブルーベリー(<0.05~1.70(#)(n=8))】
その他のベリー類果実	5	5		5			
ぶどう	5	5	○	2			0.60,2.68(¥)
キウイ(果皮を含む。)	20	20			20	米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
パパイヤ	5	5			5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
アボカド	5	5		1.5	5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
パイナップル	20	20			20	米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
グアバ	0.5			0.5			
マンゴー	5	5	○	2	5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
その他の果実	15	15	○				5.68,8.05(#)(¥)(オリーブ果実)
ひまわりの種子		0.01					
綿実	0.05	0.05		0.05			
なたね	0.02	0.02		0.02			
その他のオイルシード	0.05	0.05			0.05	米国	【米国綿実(<0.05(#)(n=6))】
その他のナッツ類	0.2	0.2		0.2			
その他のスパイス	15	10	○	9			3.77~4.32(n=4)(みかん(果皮))
その他のハーブ	60	40	○	60			
牛の筋肉	0.02	0.01		0.02			
豚の筋肉	0.02	0.01		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.01		0.02			
牛の脂肪	0.02	0.05		0.02			
豚の脂肪	0.02	0.05		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.05		0.02			
牛の肝臓	0.1	0.05		0.1			
豚の肝臓	0.1	0.05		0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.05		0.1			
牛の腎臓	0.1	0.05		0.1			
豚の腎臓	0.1	0.05		0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.05		0.1			
牛の食用部分	0.1	0.05		0.1			
豚の食用部分	0.1	0.05		0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.05		0.1			
乳	0.04	0.01		0.04			
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01			
鶏の脂肪	0.01	0.05		0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01	0.05		0.01			

農薬名 フルジオキソニル

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の肝臓	0.1	0.05		0.1		
その他の家さんの肝臓	0.1	0.05		0.1		
鶏の腎臓	0.1	0.05		0.1		
その他の家さんの腎臓	0.1	0.05		0.1		
鶏の食用部分	0.1	0.05		0.1		
その他の家さんの食用部分	0.1	0.05		0.1		
鶏の卵	0.02	0.01		0.02		
その他の家さんの卵	0.02	0.01		0.02		
魚介類	0.04	0.04				【推:0.040】
とうがらし(乾燥させたもの)				4		※7

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの、または、※7のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※1)カナダにおいてはDry pea及びDry beanの作物残留試験を根拠に残留基準値が設定されているが、Dry beanの作物残留試験がカナダの使用基準に適合していないことから、Dry peaの作物残留試験のみを根拠としてOECD Calculatorを用いて算出した値を基準値案とする。

※2)使用方法から残留しないことが合理的に明らかと考えられるため、2例の作物残留試験から基準値0.01 ppmを設定する。

※3)新たな申請がなかったことから、暫定基準見直し時に設定された基準値を維持することとする。

※4)りんご、西洋なし及びマルメロの基準値については、果実全体に適用するものとする。

※5)もも、ネクタリン、あんず及びすももの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

※6)うめについては、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例制を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、うめは25.0%顆粒水和剤3000倍散布を基に換算した。

※7)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは乾燥とうがらしの加工係数を10と算出している。

§:現行基準値設定当時の米国の基準値を示す。現時点でIT申請されていないことから、現行の基準値を維持することとする。

答申（案）

フルジオキソニル

今回残留基準値を設定する「フルジオキソニル」の規制対象は、農産物及び魚介類にあってはフルジオキソニルのみとし、畜産物にあってはフルジオキソニル及び酸化反応により代謝物K【2,2-ジフルオロ-1,3-ベンゾジオキソール-4-カルボン酸】に変換される代謝物とする。ただし、代謝物Kに変換される代謝物はフルジオキソニルの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.2
小豆類 ^{注2)}	0.5
えんどう	0.3
そら豆	0.4
その他の豆類 ^{注3)}	0.5
ばれいしょ	6
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.7
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
かぶ類の根	0.7
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.7
クレソン	10
はくさい	15
キャベツ	8
芽キャベツ	8
ケール	15
こまつな	15
きょうな	15
チンゲンサイ	15
カリフラワー	2
ブロッコリー	8
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	15
ごぼう	0.7
サルシフィー	0.7
チコリ	20
エンダイブ	30

食品名	残留基準値 ppm
しゅんぎく	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	40
その他のきく科野菜 ^{注6)}	30
たまねぎ	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	7
にんにく	0.5
にら	2
わけぎ	10
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.8
にんじん	5
パースニップ	0.7
パセリ	10
セロリ	15
その他のせり科野菜 ^{注8)}	20
トマト	5
ピーマン	5
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注9)}	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
しろうり	0.5
すいか（果皮を含む。）	1
メロン類果実（果皮を含む。）	2
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.5
ほうれんそう	30
しょうが	0.02
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	5
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注11)}	60
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	10
りんご ^{※1}	5
西洋なし ^{※1}	5
マルメロ ^{※1}	5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	10
もも ^{※2}	5

食品名	残留基準値 ppm
ネクタリン ^{※2}	5
あんず（アプリコットを含む。） ^{※2}	5
すもも（プルーンを含む。） ^{※2}	5
うめ	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	10
いちご	5
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	2
ハuckleベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注13)}	5
ぶどう	5
キウイー（果皮を含む。）	20
パパイヤ	5
アボカド	5
パイナップル	20
グアバ	0.5
マンゴー	5
その他の果実 ^{注14)}	15
綿実	0.05
なたね	0.02
その他のオイルシード ^{注15)}	0.05
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.2
その他のスパイス ^{注17)}	15
その他のハーブ ^{注18)}	60
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注20)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.04

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類	0.04

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注16) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※1 りんご、西洋なし及びマルメロの基準値については、果実全体に適用するものとする。

※2 もも、ネクタリン、あんず及びすももの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

(別紙7)

農薬名 フルトリアホール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.2	0.2		0.15		【0.02~0.05 (n=5)(イギリス)】
大麦	0.2	0.2			0.15 EU	
とうもろこし	0.01	0.01		0.01		
その他の穀類	2			1.5		
大豆	0.4	0.4		0.4		
らっかせい	0.2	0.2		0.15		
てんさい	0.02	0.02		0.02		
キャベツ	2	2		1.5		
芽キャベツ	2			1.5		
カリフラワー	2	2		1.5		
ブロッコリー	2	2		1.5		
その他のあぶらな科野菜	2			1.5		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2		1.5		
セロリ	3	3		3		
トマト	0.8	0.8		0.8		
ピーマン	1	1		1		
その他のなす科野菜	1	1		1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3		0.3		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		
しろうり	0.3	0.3		0.3		
すいか(果皮を含む。)	0.3			0.3		
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3			0.3		
まくわうり(果皮を含む。)	0.3			0.3		
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.3		
りんご	0.4	0.4		0.4		
日本なし	0.4	0.4		0.4		
西洋なし	0.4	0.4		0.4		
マルメロ	0.4	0.4		0.4		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4			0.4		
もも(果皮及び種子を含む。)	0.6			0.6		
ネクタリン	0.6	0.6		0.6		
あんず(アブリコットを含む。)	0.6	0.6		0.6		
すもも(プルーンを含む。)	0.4	0.4		0.4		
うめ	0.6	0.6		0.6		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2		0.8	1.5 米国	【0.16~0.59(n=16)(米国)】
いちご	2	2		1.5		
ぶどう	2	2		0.8	1.5 米国	【0.12~0.86(n=13)(#)(米国)】
かき	0.4			0.4		
バナナ	0.3	0.3		0.3		
綿実	0.5	0.5		0.5		
なたね	0.5	0.5		0.5		
コーヒー豆	0.2	0.2		0.15		
ホップ	20		IT		20 米国	【4.14~7.96(n=4)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.05	0.05		0.02	0.05 豪州	※1
豚の筋肉	0.05	0.05		0.02	0.05 豪州	※1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.02	0.05 豪州	※1
牛の脂肪	0.05	0.05		0.02	0.05 豪州	※1
豚の脂肪	0.05	0.05		0.02	0.05 豪州	※1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.02	0.05 豪州	※1
牛の肝臓	0.5	0.5				【推:0.505 ^{注)} 】
豚の肝臓	0.5	0.5				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5				【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.5	0.5				【牛の肝臓参照】
豚の腎臓	0.5	0.5				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5				【牛の肝臓参照】
牛の食用部分	0.5	0.5				【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.5	0.5				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5				【牛の肝臓参照】
乳	0.05	0.05		0.01	0.05 豪州	※1
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.01	0.05 豪州	※1
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.01	0.05 豪州	※1
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.02	0.05 豪州	※1
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.02	0.05 豪州	※1
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.03	0.05 豪州	※1
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.03	0.05 豪州	※1
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.03	0.05 豪州	※1
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.03	0.05 豪州	※1
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.03	0.05 豪州	※1
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.03	0.05 豪州	※1
鶏の卵	0.05	0.05		0.01	0.05 豪州	※1
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.01	0.05 豪州	※1
とうがらし(乾燥させたもの)				10		※2
すもも(乾燥させたもの)				0.9		※2
干しぶどう				2		※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:※2のとおり、基準値を設定しないもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留濃度であることを示す

注)JMPR 2015 による

※1) 現行の基準値は当時の豪州の基準値を参照して設定したものであり、現在も豪州において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※2)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」、「すもも(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)、すもも(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数を10、2.2、2.8と算出している。

答申（案）

フルトリアホール

今回残留基準値を設定する「フルトリアホール」の規制対象は、フルトリアホールのみとする。

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.2
大麦	0.2
とうもろこし	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	2
大豆	0.4
らっかせい	0.2
てんさい	0.02
キャベツ	2
芽キャベツ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2
セロリ	3
トマト	0.8
ピーマン	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.3
りんご	0.4
日本なし	0.4
西洋なし	0.4
マルメロ	0.4
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	0.6
ネクタリン	0.6
あんず（アプリコットを含む。）	0.6
すもも（プルーンを含む。）	0.4
うめ	0.6
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	2

食品名	残留基準値
	ppm
ぶどう	2
かき	0.4
バナナ	0.3
綿実	0.5
なたね	0.5
コーヒー豆	0.2
ホップ	20
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注6)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注7) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

メトキシフェノジド

今回残留基準値を設定する「メトキシフェノジド」の規制対象は、メトキシフェノジドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.1
とうもろこし	0.02
大豆	0.5
小豆類 ^{注1)}	5
えんどう	5
そら豆	0.5
らっかせい	0.03
その他の豆類 ^{注2)}	5
かんしょ	0.05
てんさい	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.4
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
かぶ類の葉	30
クレソン	30
はくさい	7
キャベツ	7
芽キャベツ	7
ケール	30
こまつな	30
きょうな	30
チンゲンサイ	30
カリフラワー	7
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	30
アーティチョーク	3
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30
その他のきく科野菜 ^{注4)}	30
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんじん	0.5
パセリ	30
セロリ	15
その他のせり科野菜 ^{注5)}	30
トマト	2
ピーマン	3

食品名	残留基準値 ppm
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注6)}	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか (果皮を含む。)	0.3
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.3
まくわうり (果皮を含む。)	0.3
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.3
ほうれんそう	30
オクラ	2
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	2
その他の野菜 ^{注8)}	30
みかん (外果皮を含む。)	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	3
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	2
もも (果皮及び種子を含む。)	2
ネクタリン	2
あんず (アプリコットを含む。)	2
すもも (プルーンを含む。)	2
うめ	2
おうとう (チェリーを含む。)	2
いちご	2
ラズベリー	6
ブラックベリー	6
ブルーベリー	4
クランベリー	0.7
ハックルベリー	4
その他のベリー類果実 ^{注10)}	6
ぶどう	1
かき	2
キウイー (果皮を含む。)	0.5
パパイヤ	1

食品名	残留基準値 ppm
アボカド	0.7
その他の果実 ^{注11)}	2
綿実	7
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.1
茶	70
コーヒー豆	0.2
その他のスパイス ^{注13)}	2
その他のハーブ ^{注14)}	30
牛の筋肉	0.3
豚の筋肉	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注16)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01

食品名	残留基準値
	ppm
その他の家きんの卵	0.01
落花生油	0.1

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.01	0.02	申			<0.009(n=4)(最終投与1日後) 推:0.032(n=3)(馬)(最終投与1日後)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.04		○			
牛の脂肪	0.01	0.06	申			<0.009(n=4)(最終投与1日後) 推:0.15(n=3)(馬)(最終投与1日後)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2		○			
牛の肝臓	0.3	1	申			推:0.26(n=4)(最終投与1日後) 推:0.64(n=3)(馬)(最終投与1日後)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.7		○			
牛の腎臓	0.2	0.06	申			推:0.14(n=4)(最終投与1日後) 推:0.35(n=3)(馬)(最終投与1日後)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4		○			
牛の食用部分	0.3	0.04	申			(牛の肝臓参照) (その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.7		○			
乳	0.01		申			推:0.009(n=4)(最終投与1日後)

太枠：本基準（暫定基準以外の基準）を見直すもの

○：既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

申：動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推：推定される残留濃度であることを示す

基準値案及び残留試験成績はモサプリド及び代謝物M-1としての濃度で、基準値現行はモサプリドとしての濃度でそれぞれ示している。

答申（案）

モサプリド

今回残留基準値を設定する「モサプリド」の規制対象は、モサプリド及び代謝物M-1【デス-*p*-フルオロベンジルモサプリド】とする。ただし、代謝物M-1はモサプリドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.04
牛の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.7
牛の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4
牛の食用部分 ^{注2)}	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.7
乳	0.01

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。